

令和6年度第2回山梨県内水面漁場管理委員会議事録

日 場	時 所	令和6年10月23日(水) 13:30～ 山梨県漁業協同組合連合会 水産会館
議 事		<p>【協議事項】</p> <p>1 溪流魚の放流制限に関する委員会指示について</p> <p>2 令和7年度中央省庁提案項目素案に係る検討及びアンケート調査への回答について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会について</p> <p>2 第20回全国内水面漁場管理委員会中日本ブロック協議会の開催について</p>
出 席 者	委 員	宮崎会長、萩原委員、古菅委員、千野委員、三浦委員、雨宮委員、古屋委員、三井委員、湯本委員、青木委員 計10名
	事 務 局	大澤事務局長(食糧花き水産課 課長)、須田書記(食糧花き水産課 課長補佐)、加地書記(食糧花き水産課 副主幹)、數野書記(食糧花き水産課 主任)
	オ ブ ザ ー バ ー	水産技術センター 岡崎所長
	傍 聴 者	

委員会の概要

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議題
5. その他
6. 閉会

【報告事項】

- 1 溪流魚の放流制限に関する委員会指示について
事務局が資料に基づき説明を行った。

(会長)

御意見・御質問がございましたらお願いします。

(会長)

これについては2年に1度議題になりますが、在来個体を守ることは非常に重要で、確

か山梨県はアマゴとヤマメがいて、ニッコウイワナとヤマトイワナがいる珍しい県ではあるので、是非、在来個体を守っていきたいと思うので、よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

2 令和7年度中央省庁提案項目素案に係る検討及びアンケート調査への回答について 事務局が資料に基づき説明を行った。

(会長)

御意見・御質問がございましたらお願いします。

(委員)

7ページにカワウの個体数を令和5年度までに半減させる目標は達成できず令和10年度に見直されましたとありますが、変わったのですか。

(事務局)

令和5年度までの半減を目標にしていたのですが、達成されなかったということで、5年間伸ばしたということになります。

(委員)

これは山梨県だけではなく全国的に目標を達成できなかったのですか。

(事務局)

全国です。

(委員)

全国的に目標の達成が難しい状況になっているのですか。

(事務局)

はい。山梨県の場合はカワウの被害額を算出していまして、個体数が半減するという目標とは別に、放流したアユがカワウに食べられる割合を5%以内に収めるというカワウの管理指針を県で作っており、それは山梨県は達成できているという状況ですが、他の都道府県の個体数の半減という目標は達成できていないという状況です。

(委員)

各漁協にアユの被害をアンケートしていただきましたが、各漁協でカワウによる被害がありました。例えば、100万円かけて放流したが、釣り人が来ず釣り券の売り上げが50万円しかありませんでした。お客さんに聞いてみたら、魚がないから客が減ったということでした。魚が減った要因がカワウによる被害なのか、他の被害なのか。指針があるのであれば、何%くらいがカワウの被害なのかということ、あるいは、飛来数とかカワウの数が何羽いるのかという調査も含めて正しい数字なのかなという気がしています。半減させる目標を5年伸ばしたということは、実際まだ効果が出ていないということなので、やり方を変えていくのか、その辺のことはどうなっていますか。

(事務局)

山梨県は、カワウ管理指針という指針に基づいて、繁殖コロニーを高部の一か所に封じ込めて、現場では皆さんにカワウを撃っていただくという対策をとって、カワウによるアユの放流金額に対する被害額を5%以内に抑えるという目標値を立ててずっとやってき

ているところで、ここ1～2年は被害額5%以内を達成できている状況と認識しています。

(会長)

山梨県でなくてもいいのですが、実際にカワウの被害はどのくらいあるかという調査をした結果はあるのですか。

(事務局)

あります。日本でいくつかのブロックでカワウ広域協議会を作って協議会で情報共有をしており、被害額を公表はしていませんが、把握している場所があります。

(会長)

そういうものを基にして目標を立てるかということですかね。

(事務局)

被害を与えるカワウという国の考え方を私が今しっかりと説明できませんが、全国にいるカワウ全体の数を半減させるという意味ではなくて、漁場でアユとかを食べているカワウを半減させるという考え方です。対策については持ち帰って回答させていただきたいと思います。

(委員)

一番にカワウ、二番にサギの食害が書いてありますが、我々は現場にいてカワウだったら例えば50匹食べる、サギだと10匹で済むといった感覚はありますが、その辺のことは明確になっていますか。それと特にカワウの場合だと、大きな川をメインにしていると思いますが、サギだと細い川、要するに稚魚がたくさんいるようなところで捕食をしています。なので、もしかしたらサギの被害も結構あると思います。その辺のデータは我々の現場でも出せませんが、国のほうではどのような調査をしていますか。どちらの被害を食い止めたらいいいのか。駆除も含めてサギの追い払いもするべきなのか、カワウの追い払いだけでいいのか。国はカワウの追い払いの補助金はありますが、サギの補助金はありません。そうすると、一方でカワウは抑えたけれどサギがものすごく繁殖しているわけです。いろいろなサギが。カワウの5倍も10倍も数がいるわけで、それが食べている魚の量は計り知れないと思います。カワウの対策が後手後手になっていて、それが数値化できないから、お客さんからすると魚がいなくて、こういうところでは魚が育たないとか言われますが、実はサギが魚を食べてしまっているのではないかという気もします。資料に回答、状況とありますが、現状を踏まえてもう少し違った感覚で国が考えて欲しいなというふうに思っています。もう一つ教えてください。シャープシューティングという手法がありますが、これはどういうものですか。

(事務局)

殺傷能力がある空気銃です。

(委員)

これはもう認められているのですか。

(事務局)

やっているところもあります。

(委員)

県内ではありますか。

(事務局)

県内ではないです。

(委員)

猟銃で巣から追い出す行為に比べれば、本当にピンポイントで一羽を狙って一羽を殺傷するというのは、駆除の最高の手段だと思います。どこも取り組みをしたいと思っていると思うので、是非、前向きに進めてもらっていかないと、通常の追い払いばかりではもう手一杯のところですよ。お願いします。提案の中でも国に働きかけをするような、そんな対応になればいいなと思っております。

(所長)

補足させていただきます。事務局の方からシャープシューティングについて説明がありましたが、空気銃を使わなければならない場面というのがあります。本県の場合はねぐらやコロニー以外の場所では、主に猟銃で撃っていますが、ねぐらやコロニーで猟銃を使うと、コロニー、ねぐらをかく乱してしまう恐れがあります。空気銃を用いたシャープシューティングであれば、音を出さずそっと一羽ずつ落とすので、主にねぐらやコロニーでカワウを撃つというときに空気銃が使われているということです。空気銃といっても車が通るような場所での使用はできないため、本県ではコロニーで主に擬卵の置き換えとか、今年は卵に油を塗ってオイリングと言いますが、窒息させてふ化させないといった繁殖抑制の方法をとっています。

(会長)

実際に放流しても魚が減ってしまう原因は、自然系だとかなり複雑だと思うので、はっきり分からないと思うのですが、それにしてもカワウとかサギがどのくらい影響しているのか、もし、データがあれば国でも出してもらえたらありがたいし、なければ調べてもらいたいという要望もあるかなと思います。この提案書は来年度のもですけれど、来年度の要望が無理でも再来年度に、まずは、データがあるのかということと、ないなら調べてもらいたいという要望を出してもいいかと思います。あまり科学的根拠がなくて、ただ、カワウのせいだとかサギのせいだと言っているだけでは埒が明かないというか、実際、カワウはどこかでかなり頑張って退治しても他のところに移ってしまいます。今、所長が言われたように、コロニーなんかをかく乱してしまうとどこかに行くだけで、違う場所が被害を受けるだけなので、科学的根拠がもう少しあったほうが良いという御意見だと思いますので、来年度は無理でも再来年度とかは少し考えたほうが良いかなと思います。

(事務局)

今の7年度の提案書素案の中にも、銃器については、銃器使用の緩和などについて対策を図ることという文言が入っておりますので、シャープシューティングの部分についてはこの部分で読めるのかなという認識ではあります。サギ類についても、要望の内容は、生息状況等について把握すること、それから早期に効率的な防除対策を実用化することを要望に盛り込んでおりますので、再来年度、今後具体的に山梨県として書いていくかどうかについては検討したいですが、今の素案の中ではその辺は読めるかなと思っております。

(委員)

熊本県ではシロサギを除いてみんな有害鳥獣にしました。最近、ものすごくサギが増えています。おそらく、毎年150羽ずつくらいカワウを撃っているのは、桂川漁協くらい

だと思います。しかし、間違いなく100万匹放流して20万匹はカワウに食べられています。なので、一般の川だと4～5割は、カワウに食べられていると思います。サギは、山梨県で有害鳥獣にできないですか。熊本県はやっているそうです。駆除をしていない一般の河川は、4割は食べられています。もっと食べられているかもしれません。

(事務局)

有害鳥獣については自然共生推進課が所管していますので、そちらにも確認をしてみます。

(委員)

猟師に頼んで猟銃持ってきて駆除している桂川で2割食べられています。しかし、今から十年経てば、鉄砲撃ちがいなくなるのは間違いありません。そうすると、何の手立てもなくなってしまいます。

(会長)

富士湧水の里の水族館でサギがおり、そのアユをバクバク食べていました。本当に巧みに食べるなと思いましたが、実際にこう言われていても科学的根拠があまり分からない。被害額は分かりますが、本当にどのくらい食べているのかよく分からないので、そこが分からないと科学的根拠に基づいた対策ができないですね。だから、例えば漁協の感覚としてそういうものはお持ちだと思いますが、実際に調べてないのではという気がします。そこらへんが気になる場所なので、今後の課題として頭に入れておいてもらいたいと思いますが、よろしいですか。

(委員)

一日に成鳥のカワウ1羽が50匹食べます。200羽来れば1万匹です。そうすると比率は分かりませんか。

(会長)

今度、全国内水面漁場管理委員会連合会の会議があるときに、他の県ではどう考えているか伺ってみてください。今後の課題にしてもらえますか。被害状況がよく分かりません。

(所長)

カワウに関しては一羽あたり一日500g、先ほどアユ50匹と言っていましたけど、小さいものでしたらもっと、100匹とか。私は、桂川漁協で駆除されたカワウの解剖をしたことがありますけど、一羽で100尾以上放流したアユが食べられているというような状態もありました。基本的には一羽500g、それに飛来数をかけて算出するのですが、桂川水系については、鉄砲で撃った個体がありますので、胃袋の中身を調べてアユの比率はどのくらいかということで具体的な被害額を算出しています。一方で、サギについては飛来数のデータもなく、一日の捕食量の現状というものも調べれば分かると思いますが、食べる量がカワウに比べれば少ないということで、カワウの被害の実態調査のほうがより先行して重点的に行われているというような状況です。

(会長)

ありがとうございます。とりあえずは、鳥の害でも共通認識ができればいいと思うので、機会があったらデータを出していただいたりして、教えていただきたい、私自身も知りたいです。

(事務局)

カワウについてですが、全国内水面漁業協同組合連合会のホームページに全国のカワウの被害額が載っていますので、それは提示できると思います。ただ、サギについては水産庁、あるいは環境省に確認をしてみて、出せるものは出させていただきたいと思います。

(会長)

よろしくをお願いします。

(委員)

20～30年くらい前にはサギはいませんでした。しかし、サギがあそこで生活でき、繁殖するということは、エサがあるということです。圃場の田んぼは基盤整備をしまして、小川も河岸整備をしましていますから、昔のように蛙だとか昆虫類とかいったエサが少なくなっているはずです。今、峡北漁協の場合ですと、昔からいた小さい小魚、アブラハヤとかカジカとかそういうような小魚はほとんどいなくなっています。8割が放流された魚です。自然が完全に壊れてしまっています。他の漁協でもウグイとかオイカワを漁業権魚種にしていますが、オイカワとかあまり見たことがないというくらいに減っています。その代わりに、放流したアユやアマゴを専門に食べていて、それで釣り人も少なくなっていることもあって、十分食べるだけ魚があります。漁協の経営にも何らかの形で大きな被害が及んでいると思いますが、それが数値化されていないから、我々が従来通りの匹数を放流して経営がますます苦しくなってきます。そういうことを繰り返しています。お客さんは魚が少ないぞと言って怒るわけなので、その辺を数値化してもらって、今後の対応を考えていかないと、今のように放流するのは無駄だから放流をやめてしまわなければならないということになると思います。特にアユが。ですから、是非駆除をやってもらいたいです。実際に漁協という枠の中でやっていくと、鳥をしっかりと管理して、何羽が妥当なのかということがもしあるとするのならば、カワウが多いので5年後に半減させるということだと思いますが、多い状況がますます多くなってしまいます。先ほどの空気銃の話なんかは、科学的に何年も前にあった銃器ではないです。ここ数年の間に高性能の銃ができたから、それを取り入れてやっているところは効果がありますが、要するに、本来ならそれを使ってくださいという形にしないと、漁協の力では、空気銃を導入することもできないし、あるいは、捕獲したら保証しますとか、報奨金を出すとかそういうことをやっていかなければ、漁協が単独で駆除をしていうことになると思います。是非お願いします。

(会長)

カワウは前から問題になっていたもので、増えたり減ったり動向は調べていると思いますが、サギは調べているのですか。今のお話を聞くと、だいぶサギがまずいような感じがあります。20～30年前からだいぶ増えています。カワウを減らしてサギが増えたら何の意味もないと思います。

(委員)

カワウは減っていません。

(委員)

昔は小さいシラサギしかい wasn't ましたが、1mくらいの大きいのがいます。

(事務局)

7ページの2番のサギ類に対するというところの環境省の回答で、生息状況については

環境省で把握しているとのことなので、どういう数字なのか確認させていただいて、先ほどのカワウの全国的な被害と合わせて、次回、提示させていただければと思います。

(会長)

省庁の言っていることを共通認識として知っておきたいので、よろしく願いいたします。

(委員)

令和7年度の素案はもう提出されたのですか。

(事務局)

まだです。今回の委員会での意見を本県の意見として中日本ブロック協議会にあげて、最終的に全国会議で決定する段取りです。

(委員)

1番の外来魚対策でオオクチバスやブルーギル等々特定外来魚種になりますが、私が初めてこの委員会に出席させていただいた時に、水産技術センターがレイクトラウトを確認されて、レイクトラウトの問題を皆さんに御協議いただいて、委員会指示を出したわけですが、そのレイクトラウトは確かに産業管理外来種ですが、素案に入っていないです。これは入れることは可能ですか。昨日でしたか、新聞にも大々的に本栖湖でヒメマス解禁が無理になってしまったというようなニュースも流れていましたので、是非、このままにしておくというのは県の対策としてもまずいのではないかなと思いますので、是非そこを盛り込んでいただきたいと思いますがいかがですか。

(事務局)

それについては、資料3のアンケートの最後のところで、まさに今、おっしゃった部分、本栖湖に密放流されてしまってひどい状況というところを受けて、この委員会として提案書の素案の最後の文章ですが、提案書に本種における拡大を未然に防止するための規制強化を図るということを提案書に盛り込むべきかということ、この委員会としてあげられればなと思っています。盛り込む場所と内容については、事務局で検討させていただきたいのですが、この提案書にレイクトラウトを入れていくということで要望はしていきたいと思っています。

(事務局)

関連しまして、その他のところで説明をさせていただこうと思っておりましたが、資料の最後に、本栖湖のヒメマス解禁中止についてという県の漁業協同組合連合会のホームページを印刷した資料があります。今、お話がありましたが、新聞とかニュースで報道されたとおりでございまして、本栖湖漁協の組合長さんが取材対応をされて、50年の間で初めて解禁を見送るというお話がありました。県としましても、非常に重大な事案と考えております。原因はやはりレイクトラウトに捕食された可能性が高いと思われますので、レイクトラウトの対策について、当然委員会指示も出しておりますが、今後の対応についても、今、水産技術センターで発信器をつけて生息域の調査を行っておりますが、水産技術センターも含めて県、漁協と富士河口湖町と身延町と関係機関が一度、今後の対応について打ち合わせができる場を作ろうと今、調整しているところでございます。なかなか対応は難しい部分はありますけれども、当面、ヒメマスの解禁を見送るようなことが起こらないために、レイクトラウトの対策を何とか講じていきたいと考えておりますので、ここで

共有させていただきます。

(委員)

本栖湖漁協は解禁できないということも含めて、どのくらいの被害があるのですか。

(事務局)

今、本栖湖漁協のヒメマス遊漁料収入の資料を持ち合わせていないので、調べて共有できるようにします。

(所長)

日釣り券が確か3千円程度です。おそらく、観光協会だけでボートが30艇くらいはあられると思いますが、ヒメマスの調子のいい年は、期間中毎日ボートが出て、ヒメマスで短期集中で稼いでいるようなところもあるので、そういった人には大きな被害があります。他にも民間でボートを貸しているところもあります。

(委員)

以前、レイクトラウトが釣れたよという情報をここでおっしゃってくれました。レイクトラウトは、大きいから面白いかな、違う釣り人が来て、それで活性化するという馬鹿みたいなことを考えましたが、実際にクニマスとかヒメマスとか湖の固有種が全滅しちゃうという話にもなります。話を聞いてからほんのわずかな期間です。その間に魚がいなくなってしまうみたいな、猛烈な被害が瞬間的に広がってしまいます。日本で中禅寺湖しかいなかったものが、入ってきたらそこで全滅しちゃうというようなことなので広がり方がとても恐ろしいです。これまでのコクチバスなんかに比べれば、おそろしいことが起きている気がします。恐ろしい魚という認識を、やっぱりどこかで警鐘を鳴らさないと、日本中に瞬間的にあちこちに移ってしまう懸念が出てしまうということを考えると、第一発目で感染してしまったのが本栖湖ということになれば、第二第三を作らないためにも全国的にこれはしっかり皆さんに手を打たなければならない事例として、重大に考えないと日本中に広がってしまうかもしれないという気がします。

(会長)

おっしゃるとおりだと思います。それで全国の要望書にもレイクトラウトを入れてもらえればいいと山梨県としては考えていますが、おそらく山梨県にしか被害がないので、他県の皆さんがどれくらい危機感を持っているか気になりますが、レイクトラウトが見つかって3年くらいでヒメマスが試し釣りで一匹も釣れないなんていうことになっているとすると、他でも同じことが起こるので、山梨県だけの問題じゃないということを強く訴えかけて、何とか全体の要望書にレイクトラウトを入れてもらえればありがたいなということですけど、事務局の方には努力していただいて、山梨県だけの問題じゃなくて将来的には日本全国の問題になる可能性があるのではないかと思いますので、その点を御考慮いただければと思います。この要望書を毎年見っていますが、すごく内容はいいことが書いてあります。しかし、毎年ほぼ同じで、何か解決したから削除されたということがあまりないです。増えていくばかりで、例えば、12ページの2段落目にありますが、また河川の適正水量の算出方法にというのは山梨県から提案をして、昨年度入れてもらったものなのですが、また来年度、あるいは今年度、レイクトラウトを入れてもらえればありがたいなと思います。ただ解決がなかなかできないのは、相手は生物なので、そう簡単にはいかないということと、あと、どこもお金がなくて、大々的には処置ができません。今、お

話を聞いたら銃が100万円もするとのことでした。

(委員)

スコープのついた空気銃で。

(委員)

2、30万円からあるそうです。

(会長)

それでも結構高いですね。許可も取らないといけないなど難しいことがいっぱいあると思います。どこもお金がなくて、すぐには手が打てなくてこんな状態になっていると思うのですが、生物は人間が思うほど馬鹿ではなくて、いろいろなことで対処法を見つけてきますので、難しいことだなと思います。

(委員)

今、有害鳥獣駆除でシカとかイノシシとかやっているじゃないですか。ほとんど罠で取っているところが多いです。罠で捕ったのに最後にとどめをさすのに空気銃を使うので、猟友会の中にはそういうのを持っている人が大勢います。シカを大きい弾で音を立てずに殺すことができます。その人たちに協力してもらえばいいわけですね。高い銃を持っている人がいますから。その人たちは有害鳥獣駆除だからやってくれると思います。

(委員)

お金を出さないと、一日や二日は続きますが毎年は続かないと思います。

(委員)

当然皆さんには補助金を出して、あるいは一羽撃ったらいくらとかにするとか。

(委員)

うちは6,000円。それでも人がいないです。

(委員)

しかし、それしか方法がないと思います。

(会長)

やはり、レイクトラウトの危機感を持っているようなことを伝えて。

(委員)

本栖湖のヒメマス釣りがダメになっています。

(委員)

レイクトラウトは本栖湖では今一匹1,000円で買い取っていますよね。

(事務局)

はい。

(委員)

そのお金は漁協で出していますか。それとも県で出していますか。

(事務局)

漁協が出しています。

(委員)

1週間くらい前に釣り客がレイクトラウトを釣ってきたのを持ってきたときに、漁協からまけてくれと言われたらしいです。3匹から4匹釣ったところが、金がないからまけてくれと言われたとのこと。県のほうで補助金を出してもいいのではないですか。

(委員)

クニマスの被害はないのですか。

(事務局)

西湖ではまだレイクトラウトが確認されていないので、クニマスの被害はないです。

(事務局)

レイクトラウトの回収に対しての報奨金ですが、今漁協が50匹分5万円を予算化して、回収費に充てているという話ですが、やはり財源的に厳しいということで先ほどのような、まけてくれという話になったかなと思いますが、今のところ県で予算を計上する話はなく、まだ財政的な支援ができない状態ではありますが、委員の御意見は今後内部で検討したいと思います。

(会長)

よろしく申し上げます。根本的にはこれを引き起こしているのは密放流です。漁協は見張っていただいているとは思いますが、勝手に放している人がいるとこういうことになって、県や漁協がお金を出さなくてはならなくなって、ひどいことになっているわけです。どうにか防ぎたいと思っているのですが、個人的に勝手にやってしまうので、見つけるのが難しいというジレンマがあり、見張りを厳しくしないと本栖湖からどんどん広がって行ってしまったら大変なことになります。

(委員)

罰金100万円にするのはどうですか。違反者に懸賞金を付けて、罰金100万円と看板に出すのはどうですか。

(会長)

いろいろな問題があることは分かりましたので、さしあたっては、サギの問題とレイクトラウトの問題は漁協はかなり危機感を感じているとこちらも感じておりますからよろしく申し上げます。

【報告事項】

1 令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会について

事務局が資料に基づき説明を行った。

(会長)

御意見・御質問がございましたらお願いします。

(会長)

資料を読んで御質問があれば次回御質問をいただければと思います。

2 第20回全国内水面漁場管理委員会中日本ブロック協議会の開催について

(会長)

御意見・御質問がございましたらお願いします。

(会長)

本日御協議いただいた要望書を中日本ブロックでとりまとめて、さらに、3ブロックの

意見を取りまとめて省庁に要望書を出す形になります。

【その他】

(委員)

先ほど委員からも話がありましたが、サギの有害鳥獣の指定は県レベルでできることですか。

(所長)

鳥獣保護法では、有害鳥獣の指定という制度はありません。狩猟鳥であれば、狩猟期間中、定められた区域内で駆除することは可能ですが、狩猟鳥でなくても被害の実態が認められれば、有害鳥獣駆除の申請により県レベルで駆除はできるはずです。

(委員)

県で決めればできます。シロサギを抜いて他のサギを有害鳥獣にするのはどうですか。

(事務局)

有害鳥獣に関しては、縦割りで恐縮ですが、担当が農政部ではなくて環境・エネルギー部の自然共生推進課になりますので、今のお話はつなげさせていただいて、サギについて確認させていただいて、また報告させていただきます。

(会長)

有害鳥獣の判断は、山梨県でできるのですか。

(事務局)

そうですね。

(会長)

産業管理外来種の指定は国でやることですか。

(事務局)

はい。

(会長)

これは山梨県で決めることではないということですか。

(事務局)

産業管理外来種は、ブラウントラウトとニジマスとレイクトラウトです。

環境省の話になりますが、有害捕獲というのは、農作物とか漁業とかに害を及ぼす動物とか鳥とかの捕獲のことで、被害があると認められる場合は、猟友会とかに依頼して駆除していただくという形になるので、そういった被害を及ぼすものは、それぞれの地域によって違いますので、それは県で判断するという形になります。

(会長)

レイクトラウトは有害鳥獣になると、県で駆除する形になって、予算も出るということですか。

(事務局)

対象が鳥獣なので、レイクトラウトは有害鳥獣の対象にはならないです。

(会長)

サギは有害鳥獣になりますが、魚は対象から外れるのですか。

(事務局)

はい。

(会長)

魚はないのですか。

(事務局)

魚はレイクトラウトなら、さっき言ったとおり産業管理外来魚であり、本来日本の生態系の中にいないものなので、生態系を壊すという意味で駆除していく対象にはなっていきます。

(所長)

鳥獣保護法では哺乳類と鳥類が規制の対象であり、魚類は対象になっていません。外来種に関しては、外来生物法という法律があり、野に放ってはいけないなど規制がありますが、それを根拠に県が駆除するという話にはなかなかならないという気はします。

(会長)

コクチバスが出てきてブラントラウトが出てきて、またレイクトラウトが出てきて、どんどん増えるばかりですね。

(委員)

魚を移してはいけないことになっていますね。移した場合の罰則はないのですか。

(所長)

確か300万円。

(委員)

300万円と5年以下の懲役です。

(事務局)

特定外来生物についてはそのとおりです。

(委員)

レイクトラウトは、同じように罰金300万円ですよというふうに池の周りに看板を立てるという方法しかないのではないのですか。

(所長)

特定外来生物にはなっておらず、すでに産業上活用されている産業管理外来種という位置づけになります。

(委員)

産業として成り立っているのですか。

(所長)

中禅寺湖のみですが。

(委員)

それは釣りですか、食用ですか。

(所長)

主には釣りです。

(委員)

オオクチバスと同じような扱いですか。それを持ち出すとなると、かなり厳罰でなければ被害が広がります。

(所長)

国のガイドラインにおいて産業管理外来種に位置付けられており、適切な管理が必要とされていますが、法的な拘束力はないというのが実情です。なので、漁場管理委員会で県独自に規制を行っています。

(会長)

おそらく、中禅寺湖に入っている、華厳の滝かなんかで外に出られないからいいってことになっていました。特定外来種でなくて産業管理外来種になっていたようですが、中禅寺湖以外で山梨県で初めて外に出てしまいました。だから、こんなのがまん延すれば、特定外来生物に当然なるべきだと思いますが、今の段階ではそうではないです。

(委員)

クニマスもいなくなってしまう。

(会長)

レイクトラウトは山梨県で増えたのが初めてみたいです。

(所長)

全国水産試験場長会という水産試験場の全国会議がございまして、全国内水面漁場管理委員会連合会と同じような感じで、場長会を通じて国に要望するチャンネルがございまして、レイクトラウトについては漁場管理委員会連合会と平行して、レイクトラウトを含めた外来種に対する規制の強化やその危険性等について国が中心となって普及啓発等に努めていってほしいという要望を上げるよう進めているところです。

(事務局)

今回の全国内水面漁場管理委員会連合会でも意見を出していきませんが、先ほど、県の漁協組合連合会のホームページで御覧いただきましたけれども、放流・持ち出し・リリース禁止という看板として、本栖湖に設置をしております。この委員会指示に基づいた内容が書いてありますが、この下から6行目ぐらいに、委員会指示に違反し、この指示に従うよう命令した知事に違反した場合には、罰則が適用される場合がありますということで、一年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金または拘留もしくは科料ということで、委員会指示でこういったことを明記しております。実際に現場でも看板として設置しておりますので、そういった抑制のための努力をしております。

(委員)

釣り人にあまりそこまでの認識がないとか、あるいは知っているも知らばっくれているということがありますね。実際レイクトラウトはパワーがあるので、釣ったら面白いということで、ほとんどがそのまま放流しちゃう人が多いです。今、罰則があるといっても、実際そこでやったからといって罰則が適用されるかと言ったらそんなことはないと思います。

(事務局)

釣り人に対する啓発も、新たに平行してやっていく必要があると思っています。それを含めて、先ほども御説明したとおり、関係機関で今後の対応、レイクトラウトが増えないようにする対策とそれから釣り人に協力をしていただくような啓発をどうやっていくのかということは議論をして、対応していきたいなと考えています。

(委員)

湖の周りでアレチウリの駆除を今もやっています。自然共生推進課の補助金があります

が、使っている人が少ないです。それと同じで先ほど漁協が5万円、50匹みたいなどころがあるので、縦割りとおっしゃっていましたが、自然共生推進課に外来種関連で、すでにそうやって駆除をするためにお金を出している事例もあるので、是非働きかけてもらいたいです。見過ごしているうちにどんどん広がってしまって、もうどこも釣れなくなったとか、そういうことになってしまったら大変なことになるので、今すぐ動いて欲しいなと思います。全国に提案するというのはそうですけど、山梨県で今やらなければいけないことということでしたら、是非、自然共生推進課とか環境省とかに働きかけて、予算がそっちに使われていないのなら外来種対策ということで補助金が出ていると思いますので、連絡をとって対策をとっていただければと思います。

(事務局)

御意見ありがとうございます。先ほど説明の中に入れていませんでしたが、自然共生推進課も打ち合わせには同席していただく予定ですので、今の御意見もお伝えさせていただきます。ありがとうございます。

(委員)

この委員会で懲役1年以下、罰則50万円って決めたのですよね。

(所長)

漁業法が根拠になっています。

(委員)

指示によると書いてありますが、法律を守るという意味の指示ですか。

(所長)

委員会指示を守らなかった場合は、守らないでリリースした人に対しては知事名で命令を出します。もう一回やったら捕まえるよという話です。

(委員)

法律があって、それを守りなさいよということをこの委員会で告知したとそういうことですか。

(所長)

簡単に言ってしまうと、そのとおりです。

(委員)

罰金をオオキンケイギクみたいに3百万円とかに変えることは法律上無理ということですか。

(所長)

法律でその金額が決まっています。

(委員)

国に要望できませんか。それくらいやらなければ、次の年にはクニマスが日本からいなくなってしまう。西湖は、本栖湖から一番近い湖なので、そういうことが起きてくる可能性があります。中禅寺湖から持ってくるよりも簡単じゃないですか。

(所長)

山梨県内では西湖に入れられることが一番困ります。

(委員)

手立てがないのであれば、50万円と書いていても全然効果がないというのだったら、

罰金の額を上げるしかないじゃないですか、周知するしかないじゃないですか。

(会長)

おそらく、金額とかの問題じゃなくて、私はこの法律は実効性があまりないと思っています、捕まった方って聞いたことありますか。

(所長)

なかなか現行犯で摘発するのは難しいので、ブラックバスを放流して検挙された事例はないです。

(委員)

捕まえる人がいないです。

(会長)

捕まえる人は漁協に頼るしかない。

(委員)

一件あります。

(所長)

一件ありました。

(会長)

私は初めて聞きましたけど、法律上名前とか何年とかってありますが、こういう法律で裁かれた人は私はあまり知らないです。なので、法律はあるけれども守られてないみたいなどころがあります。

(所長)

法律が施行されてブラックバスも指定されましたが、それ以降ブラックバスの生息場所はどんどん増えていますし、最近では、岐阜県の長良川でコクチバスが発見されて大きな問題になりました。なかなか法律の実効性が担保されていない状況です。なので、国において制度を見直してもらいたいという願いを込めて、水産試験場長会で意見をまとめております。あとは、啓発ですね。放流する者の意識を、こういう魚を放流するともう二度と元には戻せないという問題をよく理解していただくといった啓発を図っていくくらいしかない。それも含めて国に働きかけをしていきます。

(会長)

本日は活発な議論をありがとうございました。

閉会

書記が委員会閉会を宣言して、令和6年度第2回内水面漁場管理委員会は閉会した。